

石垣市自治基本条例の一部を改正する条例

石垣市自治基本条例(平成 21 年石垣市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」を「市内に住所を有する人」に改める。

第 27 条及び第 28 条を次のように改める。

第 27 条及び第 28 条 削除

第 42 条第 1 項中「この条例は、市政運営の最高規範であり、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例制定から 11 年が経過し、その間に様々な批判や疑問が出ており、改正の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。